

お客さま各位

地域金融機関との「相続手続き共通化」の拡大について

桐生信用金庫（理事長 津久井 真澄）は、2024年4月1日より、群馬銀行、高崎信用金庫、しののめ信用金庫と相続手続きにおける事務の共通化を実施しておりますが、今般、お客さまの利便性のさらなる向上を図るため、共通化の実施機関に、群馬県内に本店を置くすべての信用金庫・信用組合が加わることとなりましたので、お知らせします。

当金庫では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 参加金融機関

金融機関名	実施時期
群馬銀行、高崎信用金庫、しののめ信用金庫	2024年4月1日（月）
【 今回の参加金融機関 】 アイオー信用金庫、北群馬信用金庫、 館林信用金庫、利根郡信用金庫、 あかぎ信用組合、群馬県信用組合、 ぐんまみらい信用組合、群馬県医師信用組合	2025年1月20日（月）

2. 共通化の目的

相続手続きにおいて、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減するため。

3. 共通化の概要

- お客さまにご記入いただく相続関係書類の共通化
- お客さまからご提出いただく確認書類の共通化

4. その他

本件は相続手続きを共同で行うものではないため、これまで同様、各金融機関への書類の提出は必要となります。また、被相続人さまのお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合があります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

営業店窓口 または
デジタル推進部
TEL：0276-45-8188